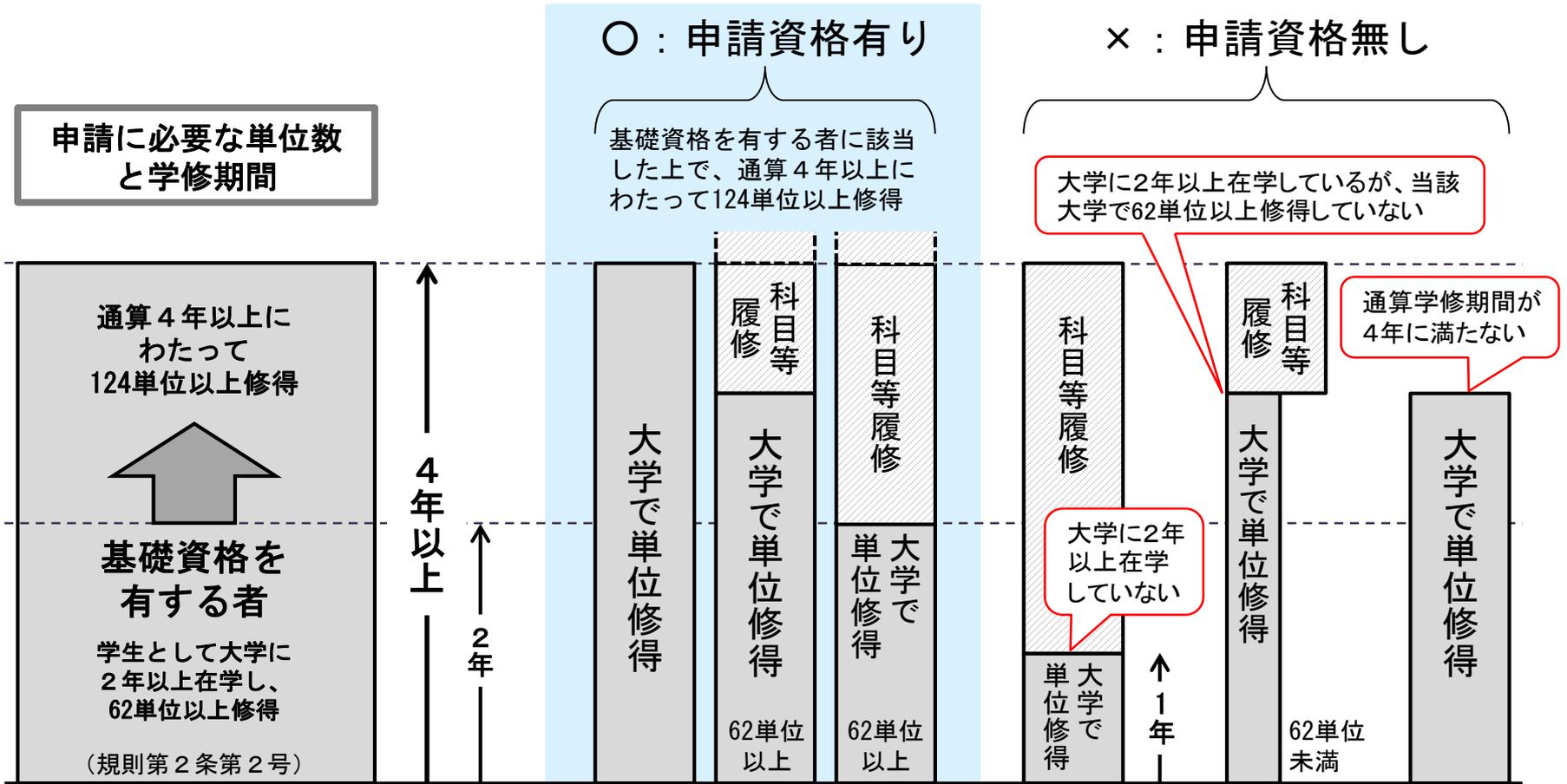


申請者の学修パターンの例③

基礎資格を有する者のうち、第3区分に該当する者の場合



いずれの学修パターンにおいても、学生として大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した後、その大学に在学した期間および修得単位を含めて「4年以上にわたって授業科目を履修し、124単位以上」を修得することが必要。

規則：学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規則
(平成16年規則第28号)